

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
(公 印 省 略)

地方公共団体における人事評価結果の活用推進について

人事評価については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（以下、「法」という。）第 23 条において、その実施が義務付けられており、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされております。

総務省としては、これまで、全ての地方公共団体で人事評価結果が適切に活用されるよう、各種会議の場を通じ、制度の適切な運用を周知してきました。

しかしながら、昨年度実施した「地方公共団体における人事評価結果の活用状況等調査及び会計年度任用職員への勤勉手当支給に係る人事評価結果の活用状況調査」（以下、「人事評価結果の活用状況等調査」という。）の結果によれば、市区町村において、人事評価の結果を昇給、勤勉手当及び昇任・昇格に活用していない割合は約 2 割、分限処分に活用していない割合は約 3 割となっています。（令和 7 年 4 月 1 日時点）

人事評価結果の活用が法定事項となつてから 10 年が経過したにもかかわらず、上記のような活用状況となっていることを踏まえ、今般、別紙工程表のとおり、令和 10 年度までを期限として、全ての地方公共団体で人事評価結果を活用している状態になることを目指すこととします。令和 8 年度及び令和 9 年度はそれぞれ人事評価結果の活用に向けた集中取組期間と位置づけ、総務省としても必要な取組や情報提供を行ってまいりますので、各地方公共団体におかれましては、速やかに必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

各都道府県の市区町村担当課におかれましては、管内市区町村に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること並びに本通知は、法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

【担当】総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室 寺師、江村
電 話：03-5253-5546

<人事評価結果の活用推進に向けた工程表>

